

作新台自治会ホームページ運用規定

第1条（趣旨）

本規定では、作新台自治会における自治会活動を広く公開し、開かれた自治会づくりを推進するための自治会ホームページにおける情報発信にかかる基本的な規約を定める

第2条（ホームページ開設の目的）

- 1 自治会の活動を通じ、地域・住民の相互扶助の実現を図る
- 2 自治会の活動を公開し、地域・住民が連携し心ゆたかに充実した生活を図ることを支援する
- 3 住民の主体的な自治会活動への参加を促し、住民相互の交流増大を図る

第3条（責任者）

- 1 ホームページの管理責任者は自治会長とする
- 2 ホームページの運営責任者を置くこととする
- 3 ホームページの運営責任者は運営推進委員を指名し、協力を得るものとする
- 4 各責任者はホームページが適宜更新されるよう必要な措置をとる

第4条（記載内容及び禁止事項）

- 1 ホームページの記載内容は、第2条の目的に沿ったものとする
- 2 ホームページの健全な管理運用を行うため、次の内容は掲載禁止とする
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 虚偽を含む情報
 - (3) 営利、特定の政党や政治活動、宗教活動などを目的とするもの
 - (4) 個人や団体を誹謗中傷するもの
 - (5) ネットワークの正常な運営を妨害するもの
 - (6) 自治会の運営に支障をきたすもの
 - (7) その他、法令及び規則等に違反するもの

第5条（情報の保護）

- 1 氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、家族構成、健康状況等、組合せによっては個人が特定されるような住民の個人情報に掲載しない
（ただし、氏名など個人情報の掲載が必要な場合は本人の事前承諾を得て掲載することができる）
- 2 顔が判別できる住民の写真や作品の掲載については、事前に住民の同意を得る
- 3 第2項は個人が特定されないように留意して適用する
 - (1) 氏名に関わるものは撮影しないか、画像処理する
 - (2) 住民の人物の写真掲載については、その都度同意を得る
- 4 著作権などに関わる知的所有権を掲載する場合は、知的所有権者の了解を得て行う。
又、知的所有権者の所在を明記する

第6条（内容の訂正並びに削除）

ホームページの掲載内容について、関係者等から訂正や削除の要請があった場合は掲載者及び自治会役員、自治会会長、役員で協議して適切な措置をとる

第7条（著作権）

ホームページにおける文書、写真の著作権は製作者である作新台自治会に帰属する。
又、全ての画像、記載事項等の無断使用、無断転載を禁止する。
ただし、個人的閲覧・印刷は可とする

第8条（本規定の改定）

本規定の改定については自治会役員会で検討・協議し、自治会会長が承認したものについて行う

附則

本規定は2022年9月30日より施行する

2022年2月28日 素案